

第6章 河川・海岸

第1節 河川・海岸の概要

秋田県を流れる河川は、雄物川、米代川、子吉川の一級水系296河川、馬場野目川等の二級水系51河川で合計347河川となっており、総延長は3,188kmに及んでいます。

また、海岸については総延長263kmのうち建設省管轄は116kmで、その他水産庁、運輸省の3省庁で所管しております。

県内は、これらの豊かな河川や海岸などの自然環境に恵まれておりますが、一方で河川の氾濫、津波、高潮、侵食など水害時の被害は大きく、大災害を引き起こす危険性をもっております。

そのため、このような水害から県民の生命や財産を守り、県民が安心して暮らせるよう整備や管理をおこなっております。

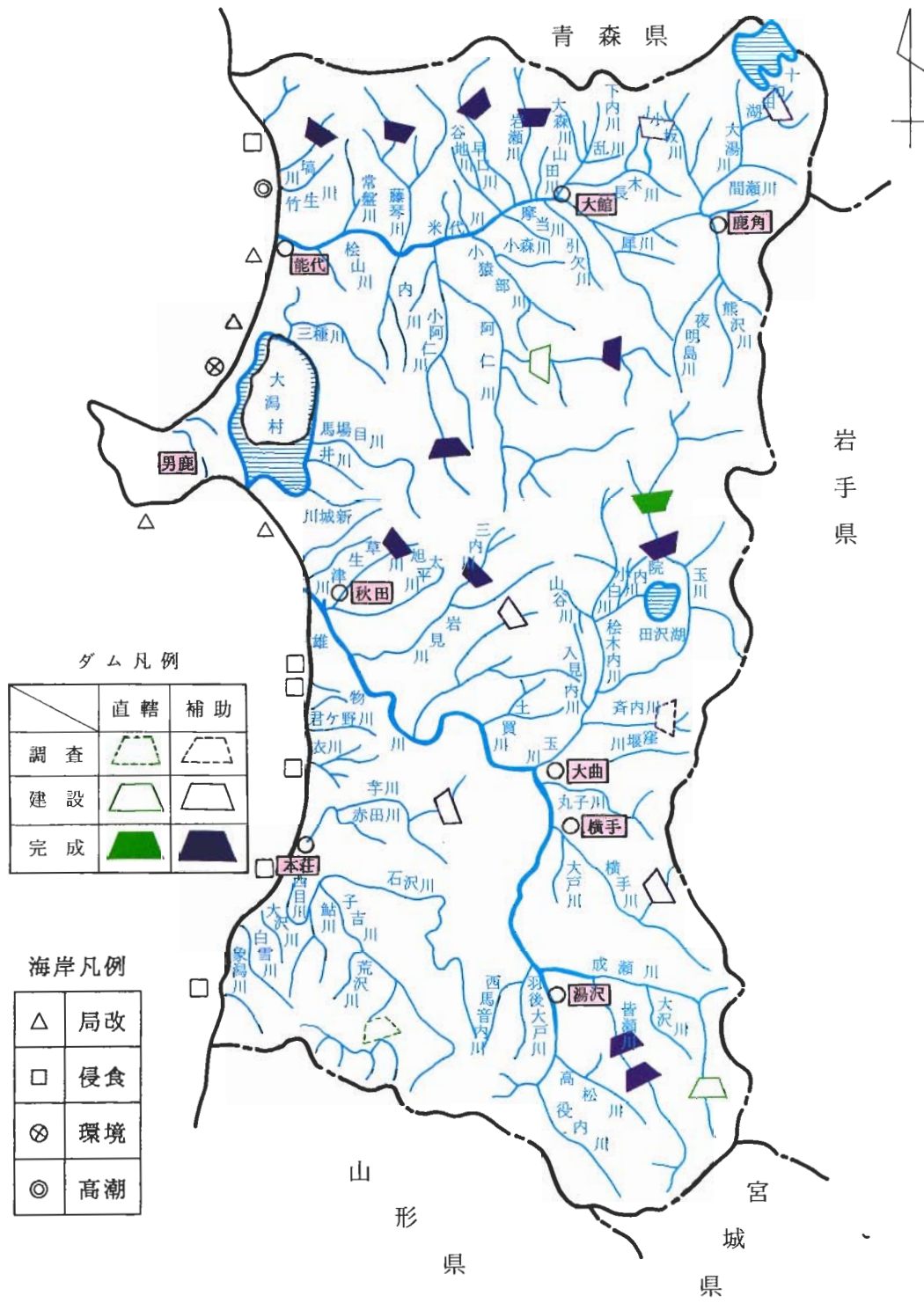
H9. 4. 1現在

河川別	区分	河川数	流路延長 km	要改修延長 (築堤延長) km	改修済延長 (築堤延長) km	改修率 %
一級河川		296	2,438.7	1,674.4	762.2	45.5
二級河川		51	451.1	381.0	93.4	24.5
計		347	2,889.8	2,055.4	855.6	41.6
国直轄管理区間含む			3,188.4	2,242.8	946.2	42.2

第2節 河川整備の基本方針

平成9年度から始まる第9次治水事業5カ年計画では「阪神・淡路大震災の教訓を活かして、安全な社会基盤の形成」と「頻発する渇水に対して、安全な生活の確保」、「地域からの要望に強い、きれいな水と緑の水辺の創出」、「個性豊かな活力ある地域づくりの支援」を基本方針とし、さらに「子供や高齢者も安心して親しみのもてる川づくり」—（秋田の川づくり懇談会提言）を目標として河川整備を推進してまいります。

◆秋田県河川概要図



第3節 河川の整備

河川事業は、洪水を安全に流下させることによって、人命や財産を守り、安全で豊かな県土を建設し、地域の発展を促進するための重要な事業です。

平成9年度からは、河川事業を効率化・効果的に進めるために、一級支川、二級水系毎に事業の統合を図り、重点整備区間を定め、集中的な事業実施を行います。

1. 広域河川改修事業A（旧中小河川改修事業）
岩見川他13河川で実施中です。
2. 広域河川改修事業B（旧小規模河川改修事業）
富士川他13河川で実施中です。
3. 局部改良事業
藤琴川他22河川で実施中です。



草生津川



埴川

事業一覧表（広域河川改修事業A）

水系名	河川名	市町村名
1級		
雄物川水系	丸子川	大曲市
"	岩見川	河辺町
"	旭川	秋田市
"	出川	大曲市、六郷町、仙南村
"	横手川	横手市
"	玉川	中仙町、角館町
"	高松川	湯沢市、雄勝町
"	藤生津川	秋田市
"	椋木内川	田沢湖町、西木村
"	淀川	協和町
"	新城川中流	秋田市
米代川水系	引欠川	大館市
子吉川水系	芋川	本荘市、大内町、雄和町
2級		
"	三種川	山本町、八竜町
広域A計	14河川	

事業一覧表（広域河川改修事業B）

水系名	河川名	市町村名
1級		
雄物川水系	羽後大戸川	羽後町
"	大戸川上流	横手市
"	土質川	西仙北町
"	上溝川上流	大森町
米代川水系	熊沢川上流	鹿角市
"	乱川	大館市
"	富士川	鹿角市
雄物川水系	矢島川	千畑町、太田町
米代川水系	上阿仁川	合川町
2級		
鱈川水系	鱈川	峰浜村
馬場川水系	馬踏川	秋田市
竹生川水系	竹生川	能代市
大沢川水系	大沢川	仁賀保町
君ヶ野川水系	君ヶ野川	岩城町
広域B計	14河川	

事業一覧表（局部改良事業）

水系名	河川名	市町村名
1級		
米代川水系	岩瀬川上流	田代町
"	引欠川上流	比内町
"	小又川	森吉町
"	藤琴川	森里町
"	桂山川上流	能代市
"	五反沢川	上小阿仁村
"	阿仁川上流	能代市
"	谷地川	鷹巣町
雄物川水系	播磨川	南外村
"	芦沢川	西仙北町
"	鎌瀬川上流	太田町
"	堀内沢川	西木村
"	入野内川	角館町
"	大沢川下流	西仙北町
"	函谷川	角館町
"	龍半内川	増田町
子吉川水系	石沢川	羽後町
"	小淵川	大内町
"	鮎川	由利町
2級		
奈曽川水系	奈曽川	象潟町
白雲川水系	白雲川中流	金浦町
馬場川水系	龍川	雄和町
子吉川水系	赤石川	象潟町
局部計	23河川	

第4節 河川総合開発事業

河川総合開発事業は、ダム建設を軸にして洪水調節を行うとともに貯留水により河川の正常な機能の維持をし、新しく生み出された水をかんがい用水、都市用水などに利用して地域の発展に役立てることが目的です。

ダム事業の計画から管理までの行程は下図に示すとおりです。

事業着手前	予備調査	事業着手前に行う、可能性調査で事業目的の企画立案を明確にし広範な基礎調査から最も有望な企画を選定し、それについての技術的、社会経済的な見地からその事業の可能性を検討する範囲の調査である。 調査は全額県費で行う。
事業	実施計画調査	予備調査が終了し、ダム建設の可能性が認められると国庫補助事業の実実施計画調査となる。 ダム建設を前提とした調査であり、ダムサイトの詳細な地質調査や実施計画のほか、事業関係者との協議、地元関係者への事業説明や折衝が行われる。
実施	建設	実施計画調査の結果、建設要求が採択されると建設事業に入る。 建設段階になると補償交渉が始まるとともにダム工事発注の準備が並行して行われ、補償妥結とともに工事に着手し完成を目指す。
管理	管理・運営	ダムが完成した後、所期の目的を達成するための一連の行為が管理である。 建設されたダムは適正に維持、運営することにより、その設置の目的である治水あるいは利水の効果が発揮される。



平成9年度完成予定の協和ダム

河川総合開発事業ダム一覧表

番号	進捗状況	水系名	河川名	ダム名	位置	目的	型名	ダムの規模			集水面積	湛水面積	総貯水容量	有効貯水容量	工期	事業費
								堤高	堤頂長	堤体積						
①	管理	米代川	小又川	森吉	北秋田郡森吉町	F.P	G	62.0	105.0	75,000	125.0	1.56	37,200	26,900	年度 S27~28	百万円 1,126
②	"	雄物川	玉川	鏡畑	仙北郡田沢湖町	F.P	G	58.5	236.0	192,000	320.3	2.55	51,000	43,000	S27~32	2,376
③	"	"	皆瀬川	皆瀬	雄勝郡皆瀬村	F.A.P	R	66.5	215.0	CON95,000 ROC480,000	172.0	1.50	31,600	26,300	S27~38	3,580
④	"	米代川	小阿仁川	萩形	北秋田郡上小阿仁村	F.P	G	61.0	173.0	111,000	86.7	1.00	14,960	11,650	S35~41	1,769
⑤	"	"	柏毛川	素波里	山本郡森吉町	F.A.P	G	72.0	142.0	115,000	100.0	1.92	42,500	39,500	S41~45	1,960
⑥	"	雄物川	旭川	旭川	秋田市仁別	F.N	G	51.5	380.0	125,000	34.4	0.35	5,200	4,200	S42~47	2,500
⑦	"	米代川	早口川	早口	北秋田郡田代町	F.P	G	61.0	178.0	199,000	48.5	0.33	6,550	5,050	S44~51	5,410
⑧	"	雄物川	三内川	岩見	河辺郡河辺町	F.N.P	G	66.5	242.0	197,000	73.1	0.95	19,300	16,000	S45~54	11,000
⑨	"	"	皆瀬川	板戸	雄勝郡皆瀬村	N.P	G	28.7	120.0	32,600	182.0	0.21	1,598	1,371	S55~59	3,362
⑩	"	米代川	岩瀬川	山瀬	北秋田郡田代町	F.N.I.W.P	R	62.0	380.0	1,629,000	67.2	0.94	12,900	10,900	S52~H3	39,800
⑪	"	水沢川	水沢川	水沢	山本郡峰浜村	F.A	R	46.5	235.0	568,000	27.0	0.24	3,001	2,596	S50~H6	8,020
⑫	"	雄物川	玉川	玉川	仙北郡田沢湖町	F.N.A.W.I.P	G	100.0	441.5	1,150,000	287.0	8.30	254,000	229,000	S48~H2	122,000
⑬	建設	雄物川	横手川	大松川	平鹿郡山内村	F.N.A.W.P	G	65.0	286.0	294,000	38.15	0.74	12,150	11,000	(予定) S50~H10	40,500
⑭	"	"	淀川	協和	仙北郡協和町	F.N.W	G	49.3	222.5	168,900	24.4	0.49	7,800	7,050	(") S54~H9	24,600
⑮	"	米代川	小坂川	砂子沢	鹿角郡小坂町	F.N.W	G	78.5	190.0	331,000	17.0	0.44	8,650	7,630	(") S60~H14	21,500
⑯	"	"	長木川	長木	大館市大字雪沢	F.N.W	G	56.2	184.0	134,000	18.5	0.65	8,900	8,200	(") H3~H19	24,000
⑰	"	子吉川	畑川	大内	由利郡大内町	F.N.W	G	25.5	101.0	20,000	3.37	0.13	691	556	(") H3~H13	5,800
⑱	実調	雄物川	齊内川	真木	仙北郡太田町	F.N.W	G	75.0	255.0	320,000	31.7	0.26	7,250	5,800	(") S56~	13,400
①	建設	米代川	小又川	森吉山	北秋田郡森吉町	F.N.A.W.P	R	90.0	651.0	5,000,000	248.0	3.2	78,600	68,600	S48~	(概算) 91,000
②	実調	"	成瀬川	成瀬	雄勝郡東成瀬村	F.N.A.W.P	R	114.0	695.0	8,050,000	68.1	2.35	80,500	77,000	S58~	(") 65,000
③	"	子吉川	子吉川	鳥海	由利郡鳥海町	F.N.W	R	68.1	550.0	5,282	94.7	1.66	27,600	21,900	H5~	(") 96,000

[凡例] F:洪水調節 P:発電 W:流水の正常な機能の維持 N:上水道 A:特定かんがい用水の補給 I:工業用水 G:重力式コンクリートダム R:ロックフィルダム

第5節 河川の環境整備

河川の環境に対する地域社会の要請に応えるため、従来の河川改修の目的である洪水・氾濫防止の機能に加えて、下記の各種施策を実施し、河川の環境保全と創造に努めております。

1. 多自然型川づくり

河川を整備する際には、瀬と淵の復元・州の保全・護岸の緑化などを行い、魚介類の生息・避難場所や鳥類・植物が生息できる水辺空間の再生に努めています。

2. ふるさとの川モデル事業

周辺の自然環境、社会環境、歴史的背景などを考慮し、水辺空間をまちづくりと一体的に整備するものです。

横手川（横手市）及び丸子川（大曲市）で取り入れております。

3. 河川環境整備事業

河川やその自然環境に親しむため、あるいは震災時の緊急道路、避難場所として利用を図るために遊歩道の設置や河川公園・広場整備などのレクリエーション施設を整備しています。

4. 桜つつみモデル事業

堤防の強化を図るとともに、堤防上に桜の木を植樹し、緑豊かなやすらぎのある水辺空間を形成するものです。

県管理においては、岩見川（河辺町）で完成し、玉川（角館町）、藤琴川（藤里町）では現在も実施中です。平成9年度には阿仁川上流が認定される予定です。



横手川



丸子川

ふるさとの川整備事業

5. 河川環境管理基本計画

この計画では、流域本来のあるべき姿を基本理念として位置づけ、今後の河川の利用や方向づけについて定めています。下記の河川については策定済みで、今年度から八郎潟周辺の二級河川について計画策定を予定しております。

水系名	策定年月	策定テーマ
米代川	平成2年3月	杉かおる 清き流れに 今ふれあいをめざす米代川
雄物川	平成元年3月	緑映え 秋田小町育む雄物川を 心のふるさとに
子吉川	平成元年3月	緑こき 鳥海映え 水しぶき ぐらしに活きづく子吉川
鳥海山麓地域	平成7年3月	たゆまなく湧き出るきよらかな流れ 心の故郷鳥海山 —西目川、大沢川、白雪川、赤石川、象潟川、奈曾川—
白神山麓地域	平成8年3月	おらほの自然と恵みを伝える白神の川 —真瀬川、水沢川、塙川、竹生川—
出羽丘陵地域	平成9年3月	出羽の森から恵みの流れ 豊かないのち育む ふるさとの川 —衣川、君ヶ野川、勝手川、下浜鮎川、二古川—

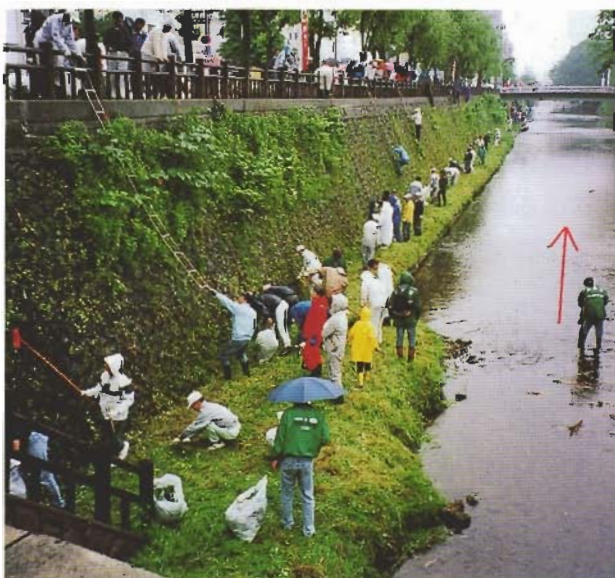
3. 河川愛護運動

・ラブリバー制度

河川敷を植栽や花壇づくりのため住民に開放し、水辺を自然に親しむための空間として利用してもらうものです。平成7年度に雄物川（大曲市）、丸子川（大曲市）、横手川（横手市）、馬場目川（五城目町）、石沢川（東由利町）をそれぞれ認定しています。

・クリーンアップ運動

堤防の草刈りや河川敷のゴミ拾いなどが地域住民の間で活発に行われるようになり、河川美化の向上に大きな効果を上げています。この運動は県内各地で普及し、現在は従来の河川愛護運動とともに年中行事として定着してきています。



旭川（秋田市）



白子川（湯沢市）

クリーンアップ状況

第6節 海岸の整備

県土の財産を高潮、津波などの自然災害から守り、さらに潤いと安らぎの空間を創出し、快適な海岸利用の向上に役立てるため、平成8年度から実施している第6次海岸事業五カ年計画に基づき各種施設の整備を進めております。

1. 高潮対策

高潮、津波などによる被害を受けるおそれが多い地域において、護岸などの施設の整備をおこないます。昭和58年の日本海中部地震による津波で被害の大きかった八森海岸や峰浜海岸に護岸を設置し、峰浜海岸は現在も継続中です。

2. 侵食対策

侵食による被害をうけるおそれが多い地域において、護岸などの施設の整備をおこないます。秋田海岸等6海岸で実施中です。



琴浜海岸

事業名	海岸名	市町村名	事業内容
高潮対策事業	峰浜海岸	峰浜村	護岸整備
侵食対策事業	象潟海岸	象潟町	人工リーフ
〃	西目海岸	西目町	〃
〃	本荘海岸	本荘市	〃
〃	岩城海岸	岩城町	〃
〃	秋田海岸	秋田市	〃
〃	八森海岸	八森町	〃
局部改良事業	台島海岸	男鹿市	緩傾斜護岸
〃	八竜海岸	八竜町	〃
〃	天王海岸	天王町	人工リーフ
〃	浅内海岸	能代市	消波工
環境整備事業	琴浜海岸	若美町	人工リーフ

3. 局部改良

短期間の施工でより充実させた事業効果を目指すため、天王海岸等4海岸で実施中です。

4. 海岸環境整備

波浪制御機能を要する人工リーフを築造することにより波を消滅させ、海岸の保全を行うとともに海岸の景観を良好にし、うるおいのある生活空間を創出します。



整備状況（琴浜海岸）



利用状況（天王海岸）

第7節 災害復旧

護岸などの施設が洪水や地震により被災した場合は、再度災害を防止するために原形復旧または従前の施設の機能を確保するための災害復旧事業がおこなわれます。平成8年には、724箇所が被災を受けており早急に復旧するため、事業を推進することとしております。また、再度の災害発生を防止するための、改良復旧も取り入れ、被害箇所の復旧に努力しております。



復旧前
木羽平川（西仙北町）



復旧後

1. 災害復旧助成事業および災害関連事業

一級河川の指定区間または二級河川、県が維持管理している海岸において被害が大規模な場合、原形復旧のみでは事業効果も限られたものとなるので、災害復旧費に助成費や関連費を加えて一連区間を一定計画のもとに改良するものです。

2. 河川等災害特定関連事業

災害復旧事業費の決定のあった河川において、寄洲、中洲、狭窄部、屈曲部等の自然障害物や床固、橋梁、堰などの河川内の工作物が災害発生の原因となった場合に、再度災害を防止するため、当該障害物を除去または是正する事業です。

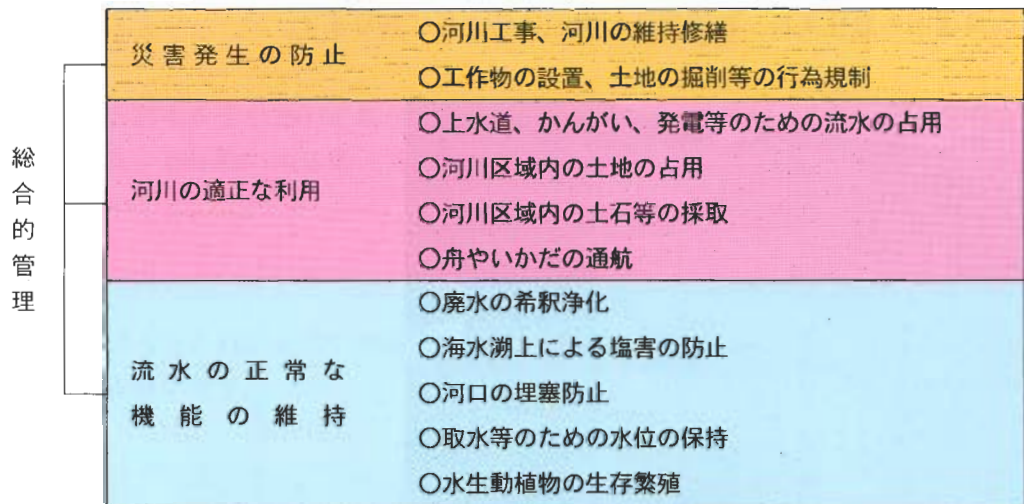
3. 特定小川災害関連事業

小規模な河川の災害復旧にあたり、被災箇所またはこれに接続する未災箇所を含めて、緩勾配護岸等により復旧する事業です。

第8節 河川の管理

1. 河川管理の内容

螺旋の総合的な管理により、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することが、河川法の目的です。



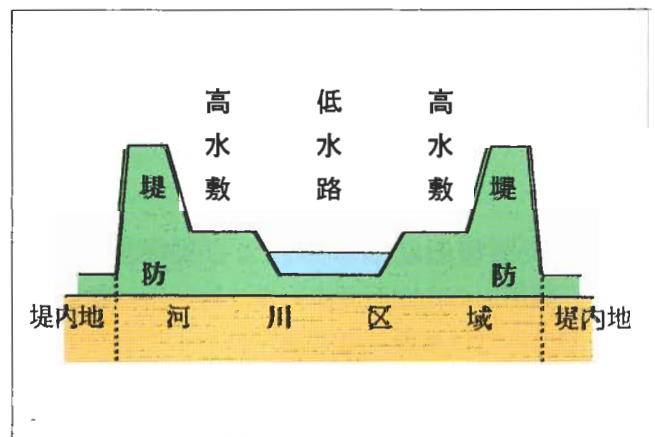
2. 河川法の対象河川

河川法の対象となりうる河川は、一般に考えられている河川の他に、湖沼や洪水調節池（洪水時に洪水の一部を貯留し勢いを弱める施設）のような「公共の水面」も含まれます。

これらのうちから、河川法の定める手続きによって、指定された河川だけが、河川法の対象として管理されています。

3. 河川区域

河川の縦の範囲は一級河川等の指定により明らかになりますが、横の範囲は河川区域といい、一般には右の図のようになります。



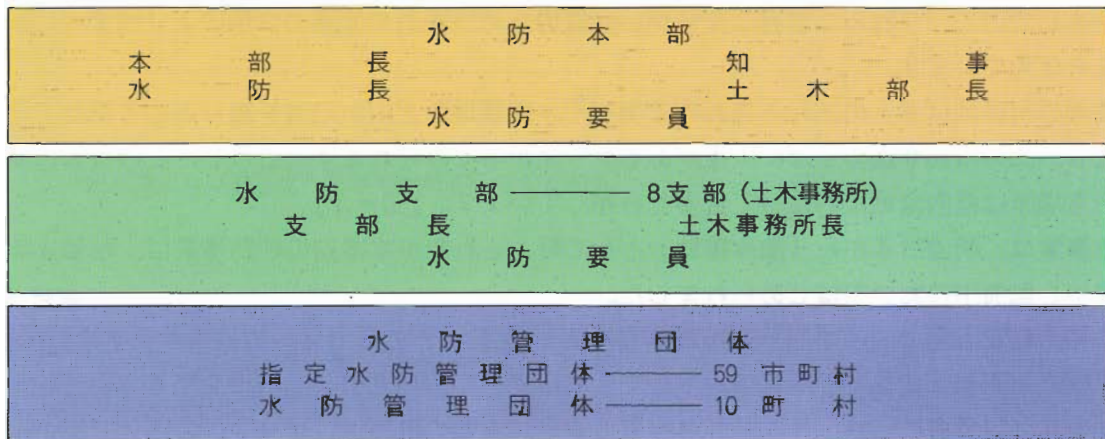
第9節 水 防

洪水や高潮などの水害を防止するため、水防法に基づき水防計画を定め、水防上必要な監視・通信・輸送・ダム又は水門の操作をおこなうとともに、水防に必要な資材や水防倉庫の整備を実施しています。

台風や大雨などの非常時には県庁内に水防本部を設置し、情報の収集を行い、通報水位や警戒すべき潮位に達する恐れがあるときは、水防体制の指揮を水防要員にし、水防活動を迅速におこなえるように努めております。

また、水位や雨量などの防災情報の収集を効率よく行い、危機管理体制の強化に役立てるため、河川情報システムの整備を進めております。

水 防 組 織



水防演習状況